## づく規制開始に伴い、 ている場合は届出が必要で 盛土等に関 ਰ る工事を行

◆お問合せ **宅地造成等工事規制区域** 峡南建設事務所 都市計画・建築課 都市計画担当 2055-240-4120 森づくり推進課 林業指導担当☎ 055-240-4167 特定盛土等規制区域 峡南林務環境事務所

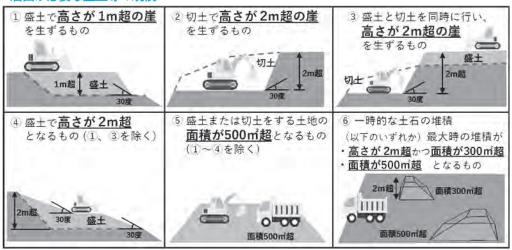
市町村窓口 20556-66-3408

山梨県では、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)に基づく規制区域を令和7年4月1日(火)に指定し、 規制を開始する予定です。以下の届出が必要な盛土等の規模に該当する工事を行っている場合は、お早めに県までご相談く ださい。

## 盛土規制法に基づく届出

規制が開始される前に着手している一定規模以上の盛土・切土、一時的な土石の堆積(盛土等)は、 令和7年4月1日(火) から 4月21日(月) まで に届出書の提出が必要です。

## 届出が必要な盛土等の規模



## 県ホームページ

盛土規制法に基づく 規制区域 (案) や 届出に関する詳しい 情報は、県ホーム ページをご覧 ください。

QRコード

改めて皆様にお願いいたします。

ガラス類は【その他のビン】です。

スーツケース(キャリーケース等)及び

気毛布・電気あんかは

【粗大ごみ】です。

収集した不燃ごみの

中に、

分別されていないものがあります。

不燃ごみの出

※アルミ鍋など、 いアルミは

蛍光灯は 厚いアルミは【不燃ごみ】です。 【可燃ごみ】 です。

※おもちゃ等、 乾電池を燃やしてしまうと有害ガスが発生し、焼却施設が停止しいおもちゃ等、乾電池が抜かれていない事例が数多く確認されます。 池 も 【蛍光灯のみでまとめて】出してください 乾 電池 の みでまとめて】 出 してください

A TERM

7

まう恐れがあります。

乾電池は必ず外してください

次のものは一般廃棄物ではないので、 取り扱えません。

〈消火器〉 石や物干 は消防法において取扱が定められておりますので、 し竿の固定に使われるような **消防備品を扱う業者**に相談してください は産業廃棄物扱いです。

産業廃棄物取扱業者は県のHPをご確認ください。

ンクリ

もう 度不燃ごみの出 方についてご確認ください

環境センター **8** 67 -3619